



1 基本理念

「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」

「すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会」という地域共生社会の実現に向けて、お互いに認め合い、助け合うことができる地域社会の仕組みづくりや、住民の皆さんが抱える福祉的な生活課題に対し、身近なところで福祉サービスが総合的に利用できるといった福祉のまちづくり、更に地域のニーズにあった新しいぬくもりのある活動の展開を目指します。

また、この基本理念を身近なものとしていただくために次のサブタイトルを掲げます。

サブタイトル — 地域づくりは みんなが参加 —

地域づくりは、一人ひとりで活動するよりもサービスの受け手も担い手もみんなの参加で力をあわせた方が大きな力となります。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域福祉を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するための基本目標について、次の4項目を設定します。

基本目標1 ～つながり、包み込む地域社会づくりを目指して～ 「重層的支援・権利擁護の推進」

- ・相談者の属性、世代、内容に関わらず、地域住民のあらゆる生活課題を受け止める体制を強化し、制度の狭間の問題解消、社会的孤立や生活課題の予防、早期発見・解決など、多様な担い手との協働による包括的な相談支援を充実させます。
- ・アウトリーチを通じた問題発見と自立に向けた伴走、関係機関等との支援サービスの調整、地域活動団体等と協調した地域資源の活用などに取り組んでいきます。
- ・各種制度の狭間で課題を抱えている人や世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する参加支援活動を進めます。
- ・権利擁護では、必要な人が必要なときに利用できる成年後見制度の利用促進について小田原市及び法律専門職等と連携し進めていきます。

基本目標2 ～ともに支え合う地域社会づくりを目指して～
「地域福祉の総合力の向上」

- ・日常生活圏域を基盤として住民の皆さんの生活課題を捉え、地域内の助け合いにより、その課題が解決できるような社会づくりを進めます。
- ・住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり、交流や活躍の場を生み出す活動について、住民、関係機関、行政及び市社協が連携して推進します。
- ・障がいの有無や老若に関係なく、地域住民すべての方を視野に入れた福祉の心を育むことができるような取り組みを目指し、中高生や大学生などの多世代が運営にかかわる活動の研究も進め、地域福祉に関する総合力の向上を図ります。

基本目標3 ～安心して、心身ともに豊かに暮らせる地域社会づくりを目指して～
「相互理解と社会参加の推進」

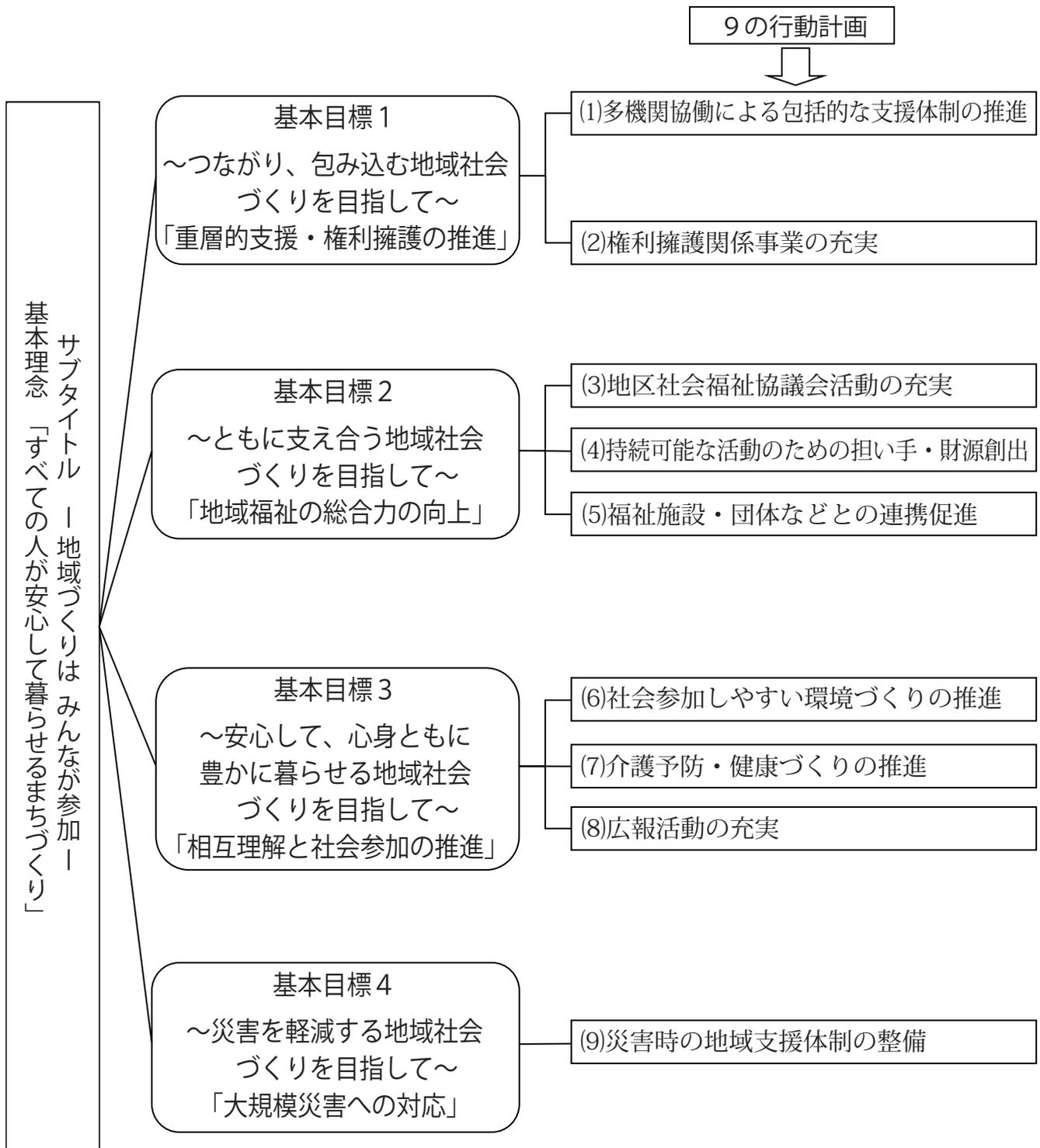
- ・多くの人に参加しやすい環境づくりを進めるため、住民による交流活動に対する支援や環境整備について、住民、社会福祉施設・団体、企業、行政及び社協が連携して推進します。
- ・住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活が続けられるよう、介護予防や健康づくりを目的とした各種活動の支援、事業の展開を図ります。
- ・相互理解のうえで誰もが社会参加しやすい地域とするために、広報活動を充実します。

基本目標4 ～災害を軽減する地域社会づくりを目指して～
「大規模災害への対応」

- ・「地震などの自然災害の発生を防ぐことは不可能であるため、発生時の被害をいかにして減らすか」という「減災」の視点で、災害時要配慮者に対する地域における日頃の見守り活動を支援します。
- ・行政や各種団体等との協働による災害ボランティアセンターの体制整備を図りながら「災害を軽減する地域社会づくり」を目指します。

3 9の行動計画（計画の体系図）

基本目標を実現するため、基本目標ごとにそれぞれが目指す具体的な事業や方向を示す行動計画については、9項目を掲げます。その結果、第4期計画の体系図は次のとおりとなります。



4 行動計画の方向性と主な役割・取組

9つの行動計画の下には、それぞれの方向性を示し、それに対する住民や地域が取り組める役割とその役割を支援するための市社協、福祉施設・団体や企業などの役割を示します。

基本目標	行動計画	方向性
重層的支援・権利擁護の推進	(1)多機関協働による包括的な支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関協働、アウトリーチを通じた取組の推進 ○重層的支援会議、地域包括ケアシステム構築に向けての協力 ○総合相談体制及び生活困窮者に対する支援の推進 ○個々の課題に寄り添った伴走支援の推進 ○課題発見の場づくり ○課題に対する話し合いの場・つながりの創出
	(2)権利擁護関係事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な判断能力がない人への支援の推進 ○成年後見制度利用促進の推進

方向性に対する役割・取組	
住民・地域	市社協、福祉施設・団体、企業など
<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係に基づく「助けて」が言える近所づきあいの構築 ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、子育て中の保護者などに対する上下関係の無い気配り、声掛けや見守り（地域で支える仕組みや環境づくり） ・孤立しがちな人への見守り、情報入手が困難な人に対しての情報の伝え合い ・つながることでの生活課題の早期発見 ・同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や相談ができる場づくり 	<p>◎包括的な相談支援体制の整備</p> <p>①住民の困りごとをまるごと受け止める市域の体制づくり （重層的支援体制構築に向けた連携、福祉まるごと相談、支援者向け研修企画、各種相談機関の連携強化）</p> <p>②地域福祉相談支援員などによる小地域の支援体制づくり （地域福祉相談支援員配置、アウトリーチによる活動、「顔の見える関係づくり」などによる地域の福祉課題解決力向上に向けた支援）</p> <p>③新たな課題への対応と資源開発及び充実 （相談支援包括化推進会議、参加支援事業「コレカラ」の継続、ひきこもり家族交流会の充実、各種貸付制度の狭間にいる人への支援方法の検討）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを理解し尊重しあう環境づくり ・弱い立場に置かれがちな人に対する理解 ・理解するための講習会などへの参加 	<p>◎権利擁護の充実</p> <p>①日常生活自立支援事業の推進</p> <p>②法人後見事業の推進</p> <p>③市民後見人養成事業の推進</p> <p>④成年後見制度中核機関の設置運営</p>

基本目標	行動計画	方向性
地域福祉の総合力の向上	(3)地区社会福祉協議会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○支え合う地域社会づくりに向けた活動の推進 ○新たな活動展開の検討
	(4)持続可能な活動のための担い手育成・財源創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな担い手の発掘及び育成 ○効果的な活動助成の開発 ○共同募金運動の推進
	(5)福祉施設・団体などとの連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における団体間の横の連携強化 ○市内社会福祉法人、福祉施設・団体との連携強化

方向性に対する役割・取組	
住民・地域	市社協、福祉施設・団体、企業など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協活動への参加 ・ 子どもから高齢者まで誰もが集える交流の場や機会づくり ・ 多種多様な人が運営に参画する組織づくり ・ 地域ニーズの把握と共有化 	<p>◎地域福祉活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地区社協運営支援の充実（会長のみの負担に拠らない協議体としての運営） ②支え合う活動への支援の充実（きずなチーム、サロン活動、生活応援隊） ③福祉施設・団体、企業などの参加の推進 ④親子で参加できる事業、イベントの開発
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな担い手、参加者を得るための工夫 ・ ボランティア活動の体験 ・ 若い世代も運営にかかわる工夫 ・ 共同募金運動への参加 	<p>◎担い手の育成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動の担い手の育成・充実に向けた取り組み（地域福祉コーディネーター養成研修会、地域福祉コーディネーター会・生活応援隊活動支援） ②ボランティア活動の参加促進及び支援の推進 ③若い世代が地域とつながる活動の創出（小中高生、大学生が興味関心を持って考え行動する新しい活動の創出・教育委員会やPTA活動などとの連携強化） ④共同募金運動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体への参加 ・ 子ども会や老人クラブなどの団体間の連携 	<p>◎関係機関の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民が組織する団体運営支援の充実 ②各種事業を通じての福祉施設や団体などとの連携促進

基本目標	行動計画	方向性
相互理解と社会参加の推進	(6)社会参加しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○参加や活動の場の把握、開発の推進 ○地域における住民交流活動への支援 ○多様な居場所づくりと社会参加の促進
	(7)介護予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人に対応する活動を結びつける取り組みの推進 ○高齢者の社会的役割の向上に向けた取り組みの推進
	(8)広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの住民に関心を持ってもらう広報媒体の開発 ○住民主体の地域づくりに関する啓発運動の促進 ○心のバリアフリーの醸成
大規模災害への対応	(9)災害時の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関、団体などとの連携強化 ○平常時における減災意識の啓発

方向性に対する役割・取組	
住民・地域	市社協、福祉施設・団体、企業など
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる立場の人が交流できる場や機会づくり ・各種活動の継続や発展 ・環境整備などの働きかけ 	<p>◎社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援体制整備事業コーディネーター業務（資源把握、活動する場創出）の推進 ②各種活動支援の充実（生活応援隊、サロン活動、世代間交流事業、子ども食堂、子育て関連活動） ③年末たすけあい義援金配分事業の充実 ④空き家、ICT（情報通信技術）の活用 ⑤新たな協働活動の開発
<ul style="list-style-type: none"> ・サロンやお茶飲み会、体操教室などを身近な地域で実施、参加の呼びかけ ・体力づくりの取り組み ・健康管理に関する知識の習得 	<p>◎自立した生活を支える環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援体制整備事業コーディネーター業務（資源開発・マッチング機能）の推進 ②生産性や充実感を得られるサロンの活動の開発 ③各種介護予防事業の推進（いきいき健康事業、アクティブシニア応援ポイント事業など）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関心を持ち、地域で行われている活動を認知 ・お互いを理解し差別しない地域づくり 	<p>◎新たな方法や視点での広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種広報活動の充実 ②SNSなどを活用した情報発信の充実 ③各種事業を通じた広報活動の充実 ④若者などに企画段階から参加を得る広報活動展開の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの近所づきあい ・実践的な防災訓練の実施 ・地域で情報を共有 	<p>◎減災を目指した活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支え合う活動への支援の充実（きずなチーム、サロン活動、生活応援隊）【再掲】 ②災害時のボランティア支援を通じた関係機関・団体との連携強化 ③ICT（情報通信技術）化に向けた整備

◎次ページ以降における一部記載内容の解説

第4章 行動計画の年次計画表中に記載の連携団体・機関等について

表中に記載の名称から、具体的な連携先が特定できないような表記がありますが、次のような分野を想定しています。(第4期計画登場順)

表 記 名	具体的な連携先(分野)
地域内各種団体	自治会、民生委員児童委員協議会、地区ボランティア、老人クラブ、子ども会、婦人会、子育て支援団体、青少年育成関係団体、体育振興会、環境美化・交通安全・防災・防犯関係団体
福祉施設	社会福祉法人やNPO法人などが運営する児童、障がい者、高齢者を対象とした施設、事業所
権利擁護分野士業関係者	弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士
福祉団体	視覚障害者福祉会、肢体障害者福祉会、聴覚言語障害者福祉会、肢体不自由児者父母の会、手をつなぐ育成会、西湘腎友会、精神保健福祉会梅の会、遺族会、母子寡婦福祉会、子どもの居場所づくりに取り組む団体 NPO法人報徳食品支援センター
各種ボランティアグループ	市社協ボランティアセンターに登録しているグループ等
中間支援組織	おだわら市民交流センター UMECO
防災関連団体	西湘災害ボランティアネットワーク